

青森県教育委員会第717回定例会会議録

期 日 平成20年10月8日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 報告第2号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報公開審査会への諮問について
- 議案第1号 平成20年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する報告書について
- 議案第2号 青森県社会教育委員の人事について
- その他 平成21年度青森県立学校校長採用特別選考試験の結果について
- その他 職員の懲戒処分の状況について
- その他 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表への記載について

平成20年10月8日(水)

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前11時15分
- ・出席者の氏名
川村恒儀、鈴木秀和、福島哲男、島 康子、高橋幸江、(教育長)田村充治
- ・説明のために出席した者の職
橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員
鈴木委員、島委員
- ・書記
相坂 譲、白戸克幸

会 議

報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 橋本教育次長)

県議会第255回定例会に提出された「平成20年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」、「青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案」及び「工事の請負契約の件」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し原案に同意することとして処理したものである。

はじめに、「平成20年度青森県一般会計補正予算案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、5,695万4千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,462億1,711万9千円となり、一般会計予算総額の20.6パーセントを占めることになる。

以下、計上した歳出予算の主なものについて御説明する。

まず、財産管理費において、県立五所川原農林高等学校の教育植林売払い収益を活用した、同校の設備充実に要する経費として、166万1千円を計上している。

また、教育指導費において、外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業に要する経費として、314万3千円を計上している。

以上が、今回の補正予算の概要である。

次に、「青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案」について御説明する。

今回の改正は、公益法人制度改革により「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等が制定され、平成20年12月1日から施行されることから、現行公益法人制度等に基づく規定を設けている県の12の条例について、一括して文言等の所要の整備を行うものであり、教育委員会の所管する条例としては「青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例」及び「青森県学校職員定数条例」を改正するものである。

なお、この条例案は同じく、平成20年12月1日からの施行である。

次に、「工事の請負契約の件」についてであるが、県立青森工業高等学校の校舎(実習棟)新築工事について、請負契約を締結するためのものである。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

なければ、報告第1号については、了解した。

報告第2号 学校職員の人事について

(非公開の会議につき記録別途)

議案第1号 平成20年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価の結果に関する
報告書について

(事務局説明 新岡教育政策課長)

このことについては、5月の定例会でも説明申し上げたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することとされている。

この規定に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び県民への説明責任を果たすことを目的として、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果について「平成20年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」のとおり作成するものである。

報告書の概要についてであるが、平成19年度の教育に関する事務が青森県教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか、外部の学識経験者等の「点検・評価アドバイザー」から御意見をいただきながら点検するとともに、その成果及び課題等について評価している。

具体的には、青森県教育施策の方針の4つの柱である「学校教育」、「社会教育」、「文化財保護」及び「保健体育」の各施策分野の主要事業209事業を点検し、その結果を踏まえて22の重点項目ごとに総括的評価を行いとりまとめている。

なお、報告書については、この後11月県議会定例会に提出するとともに、県のホームページ等で公表する予定としている。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(鈴木委員)

第3の客観性を確保するために学識経験者の意見を活用するとあるが、具体的にどのように活用したのか。

(新岡教育政策課長)

今回の制度は、教育委員会が自ら点検・評価することが趣旨となっている。このため、客観性を確保するために学識経験者の知見を活用することとされている。本県においても、様々な分野で活躍されている学識経験者等「点検・評価アドバイザー」から御意見をいただきながら、点検・評価を実施したところであり、そのメンバーは報告書の2ページのとおり、大学教授2名、教育現場の経験者2名、その他の有識者として民間団体3名の計7名となっている。具体的には、点検・評価の実施方法が効果的かつ効率的か、報告書の個々の記載内容が十分かつ客観的かということについて、2回に渡って点検・評価アドバイザー会議で議論していただき、そこで出された意見を踏まえ、点検・評価の実施方法や報告書の記載に反映させたものである。

(島委員)

今回の点検・評価については、県民に対しての説明責任ということが趣旨と理解しているが、何故点検・評価するかというと、次のきっかけ、プランに活かすという意味があると思う。次のプランにどのようにつなげていくのか。

(新潟教育政策課長)

国の教育振興基本計画なども踏まえながら、今後のプランに反映させていきたいと考えている。

(福島委員)

今回の点検・評価の対象とした事業は、どのような考え方で拾ったのか。

(新潟教育政策課長)

この制度の趣旨は、事前に教育委員会が決定した基本方針に沿って、具体の事務が適切に執行されているかどうかということをチェックすることである。本県教育委員会においては、「青森県教育政策の方針」が基本方針であることから、これに基づいて実施した主要事業を点検・評価の対象として、基本方針に沿って適切に実施されているかどうかをチェックしたところである。

また、各施策分野の重点項目毎に、その成果・課題を評価することが県民にとってもポイントが絞られ、よりわかりやすいと考え、今回の点検・評価の範囲としたものである。

(川村委員長)

ほかに質問・意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

議案第 2 号 青森県社会教育委員の人事について

(事務局説明 長尾参事・生涯学習課長)

青森県社会教育委員の任期が平成 2 0 年 1 0 月 1 8 日をもって満了するので、新たに委員を任命するものである。

今回任命する委員のうち、新任は 6 名である。内訳は、学校教育の関係者として奥島涼子氏、永澤正己氏、山本隆悦氏、学識経験のある者として荒瀬潔氏、公募によ

る委員として、兎内佐智子氏、廣森直子氏となっている。また、再任として、秋庭隆貢氏ほか5名の計12名を任命するものである。

なお、委員の任期は平成20年10月19日から平成22年10月18日までの2年間である。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

その他 平成21年度青森県立学校校長採用特別選考試験の結果について

(事務局説明 白石教職員課長)

平成21年度青森県立学校校長採用特別選考試験の結果について説明する。まず、応募状況については、昨年度より1ヶ月ほど長い、5月19日から7月15日までを受付期間とし、希望者を広く公募したところ、50歳から56歳までの県内外から様々な職業に就いている10名の応募があった。

選考方針については、企業等で培われた経営感覚や柔軟な発想と企画力、実行力等を備え、また、教育に対する明確な理念と情熱を持ち、リーダーシップを発揮できる優れた人物を選考することとし、第一次選考試験及び第二次選考試験を行ったところである。

第一次選考試験内容及び結果についてであるが、提出いただいた勤務実績書、自己アピール文、応募論文について、総合的な審査を実施した結果、通過者を2名としたところである。

次に、第二次選考試験内容については、第一次通過者2名のうち、1名が辞退となった。従って、残りの1名に対し、8月17日に小論文及び面接を実施したところである。

総合審査結果については、総合的に審査を行ったところ、残念ながら合格には至らなかったものである。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(高橋委員)

昨年に続いて、2年連続不採用ということになるが、これからの民間人校長採用の

方針をどう考えているか。

(白石教職員課長)

民間人校長については、平成17年度に佐藤八戸工業高等学校長を採用し、以来3年6月の実績がある。この間、佐藤校長は校長会等で講話をしたり、様々な機会を通して県内の多くの教職員の意識改革を進め、また地域社会と積極的に関わるといった交流の促進が高い評価を得ている。

2年間採用はできなかったが、昨年まで2年間、企業スピリッツ研修として教諭を1年間民間企業に派遣し、その成果の普及に努めている。また今年度は直接学校経営に反映させることを目的に、県立学校の教頭を1年間、現在民間企業に派遣し、企業が求める人材或いは企業の視点を理解し、学校経営に活かしていこうということで企業エキスプレス研修を実施している。こうした研修内容をどのように学校に活かしていけるかという成果も見極めながら、民間人校長の採用も検討していきたいと考えている。

(川村委員長)

ほかに質問・意見はあるか。

なければ、ただ今の説明については、了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(事務局説明 白石教職員課長)

県教育委員会が9月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。9月中に懲戒処分を行った事案は14件である。

事案1から8までは、最高速度を超える速度で自動車を運転し、警察に検挙されたもので、それぞれ戒告の懲戒処分とした。

事案9から14までは、処分後速やかに公表した事案についてである。事案9は、酒気帯び運転による人身事故で、免職の懲戒処分とした。事案10は、高等学校事務職員が、平成18年度授業料及び生徒徴収金の合計2万1,000円を横領したもので、停職6月(同日辞職)の懲戒処分とした。事案11及び12は、事案10についての監督責任及び職務命令違反等があった当時の校長並びに監督責任及び指導の不足があった当時の事務長をそれぞれ減給の懲戒処分としたものである。事案13は、特別支援学校事務職員が、平成18・19年度就学奨励費及び職員給食費の合計507万9,754円を横領したもので、免職の懲戒処分とした。事案14は、監督責任及び職務怠慢があった当時の事務長を停職の懲戒処分としたものである。

(田村教育長)

ただ今、教職員課長から報告があったが、スピード違反8件、その他新聞報道で明らかになっている事案である。服務規律の確保については、これまでも各所属長に対して、指導の徹底をお願いしてきた。今回、横領2件の発生を受け、服務規律の確保

について改めて通知を発出した。そして9月16日、緊急に県立学校長会議を開催し、私から管理職員の責務について、強く訓示したところである。

今後は、出納局等と連携を図りながら、教育委員会職員による事務訪問指導、管理職員及び事務職員を対象とした研修など、やはり実効性のある取組を全庁一丸となって取り組んでいかなければならないと考えている。

今後とも、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、様々な機会を捉えて周知徹底を図って参りたい。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(高橋委員)

ずいぶん多い、だんだん多くなっているような気がする。現場の皆さんも事ある毎に注意していただきたいと思う。

(川村委員長)

服務規律の確保は是非お願いしたいが、基本的には教職員も我々もそうだが、倫理意識ということをもっと持ってもらいたい。コンプライアンス、倫理ということをきちっと考えて、意識の高揚を図っていただきたいと思う。ただ今の説明については、了解した。

そ の 他 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表への記載について

(事務局説明 外崎文化財保護課長)

文化財保護課からは、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表への追加記載について報告する。

昨年12月19日、「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、北海道、岩手県、秋田県及び12市町とともに文化庁に対し、世界遺産暫定一覧表への記載について共同提案したところである。

すでに御承知のことと思うが、去る9月26日開催の文化審議会文化財分科会において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、『「世界遺産暫定一覧表に記載することが適当とされた文化資産」に該当』との結果を得た。

提案に対する総合的評価及び課題等については、「完新世の温暖湿潤な気候に基づく自然環境の中で、世界の他の地域の新石器文化に見られる農耕・牧畜とは異なり、約10,000年にもわたって継続した狩猟・漁労・採集の生活の実態を表す日本列島独特の考古学的遺跡群である。日本の歴史のうち、このように長期にわたって継続した先史文化を表し、人間と自然との共生を示す考古学的遺跡として、顕著で普遍的価値を持つ可能性は高い」との高い評価を得ることができた。

今後の対応ですが、今回、世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果「世

界遺産暫定一覧表に記載することが適当とされた文化資産」として他の4件同様、いくつかの課題等も示されたことから、その内容を精査した上で共同提案した3道県及び関係市町や文化庁などと協議を重ね、世界文化遺産に登録されるよう取り組みを進めて参りたい。今後とも、委員の皆様方の御理解、御協力をお願いしたい。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(福島委員)

課題のところに記載されているが、北海道・北東北地域の遺跡のみでは必ずしも十分ではないという記述になっているが、それ以外にどのような課題が示されたのか。

(外崎文化財保護課長)

今回の審議結果では、地下に埋蔵されている遺跡については、世界遺産一覧表に記載されている事例が非常に少ないことから、我が国の考古学研究の実績を世界に発信するとともに、国際的な比較研究などを通して、国際的な合意形成を十分図っていく必要があるという課題が示されたところである。

(田村教育長)

今回、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産にふさわしいという十分な評価を受けたものと考えている。今回の記載にあたっては、委員の皆様からいろいろな御助言、御指導をいただき、大変感謝申し上げている。また、併せて民間の推進委員会、関係者の方々、県民の皆様からも御支援をいただき感謝申し上げている。

ただ、世界遺産登録に向けて前進はしたものの、あくまで第1歩であり、今後の取り組みとして、3道県12市町あるが、どのように連携を取っていくのかということが大きな課題となるし、一層取組を強めて参りたいと考えているので、これからも御助言、御指導をよろしくをお願いしたい。

(川村委員長)

先がだいぶ明るくなってきたと思う。大変だけれども、一層頑張ってくださいたい。ただ今の説明については、了解した。